

統一適性試験の在り方に関する法科大学院の見解について（概要）

アンケート調査の概要について

「統一適性試験の在り方に関する調査検討結果報告」に対する見解について、全ての法科大学院に対し書面でアンケートを実施した。（調査期間：平成28年5月26日～6月17日）

募集停止表明校は回答を任意としたところ、47校から回答が得られた。

（内訳：募集継続校42校、募集停止校5校）

	募集停止校を含む47校	募集停止校を除く42校
ア 賛成	25校（53%）	25校（60%）
イ 概ね賛成だが、一部反対	18校（38%）	16校（38%）
ウ 概ね反対だが、一部賛成	0校（0%）	0校（0%）
エ 反対	4校（9%）	1校（2%）

※統一適性試験の利用を任意化することへの賛否

賛成：43校（91%） 反対：4校（9%）

各回答の理由について

ア 賛成 25校（53%）

（主な理由）

- ・ 試験実施時期等の観点から、志願者確保の妨げになっている（13校）
- ・ 個別入試によって受験者の適性は判定可能である（10校）
- ・ 当該法科大学院の経験と報告書の考え方が一致している（5校）

（その他）

- ・ 適性試験と司法試験の可否の間に相関が見られない
- ・ 適性試験と司法試験の可否とに一定の相関性が認められることは、適性試験を義務づけることの理由にはならない
- ・ 未修者選抜に対する一定の役割を果たしている点を踏まえた報告書であるから

イ 概ね賛成だが、一部反対 18校（38%）

（反対する部分に関する主な理由）

- ・ ガイドラインの内容如何では、実施コストを含め、入学者選抜の運用が難しくなる可能性があるため（8校）

(ガイドラインの内容に関する具体的な指摘事項)

- ・ ガイドラインに記載すべき内容として例示された「出題趣旨の公表」について、入試問題を見れば出題意図が分かるので必要ない（2校）
- ・ ガイドラインに記載すべき内容として例示された「配点や採点基準の公表」については、求めるべきではない
- ・ ガイドラインに記載すべき内容として例示された「入学者選抜に学外有識者や他の法科大学院との連携」については、各法科大学院の自主的判断が損なわれるおそれがあるのではないか

- ・ 平成31年度からではなく、平成30年度から任意化すべき（4校）
- ・ 利用を任意化するとしても、秋以降の第2回実施や、スコアの有効期間の延長、受験料値下げ等の取組を政策的に行うなどして、適性試験の実施を継続してもらいたい（2校）

(その他)

- ・ 任意化には反対しないが、適性試験について特に否定的な評価がされていない中、廃止につながるような結論に疑問がある
- ・ 制度導入時の理念に従うならば、適性試験は廃止せず（国が費用を補助）、利用方法は各法科大学院の判断とすべき
- ・ 統一適性試験が不可欠ではないという認識ならば、監督官庁が責任を持って廃止の判断をすべき
- ・ 報告書では、各法科大学院に対して「入学者選抜結果と入学後の成績や司法試験合格状況等との相関関係の分析」を求めているが、分析対象者の母数が少なく、統計的に有意な結果が得られないのではないか

ウ 概ね反対だが、一部賛成 0校（0%）

エ 反対 4校（9%）

(主な理由)

- ・ ガイドラインに記載すべき内容として例示された「入学者選抜の採点基準等」については、各法科大学院の自主性に委ねるべきであり、言及するべきではない
- ・ 適性試験のほかに代替できる客観的な選抜方法は見当たらず、入学者選抜が困難となる

- ・ ガイドラインと認証評価によって入学者選抜の質を確保するという方策では、適性試験が担っている機能を十分に代替できるか危惧がある
- ・ 適性試験管理委員会委員長の意見に賛同するため
- ・ 任意化ではなく廃止を明確化すべき

選抜方法等について

ガイドライン（未修者選抜）

（主な意見）

- ・ 各法科大学院の創意工夫を阻害しないような柔軟性のある内容とすべき（25校）
- ・ ガイドラインは不要（4校）
- ・ 適性試験に相当する試験を各法科大学院で作成するのは困難であるため、これを課すような内容は避けるべき（4校）
- ・ 論文試験により受験者の適性を判定可能（2校）
- ・ 面接・口述試験により受験者の適性を判定可能（2校）

（その他）

- ・ 選抜方法を各法科大学院の判断に任せるとしても、客観性や入学者の質の確保には留意されるべき
- ・ 統一適性試験成績の提出の有無、面接・口述試験の有無の際の扱いの別については、一定の方向性を示すべき
- ・ 何が「創意工夫」に当たるのか、選抜方法の事例は示されるべき
- ・ 「法科大学院間での連携や学外有識者の参画」や「配点や採点基準等を、可能な限り公開」については入試の厳正な実施の観点から慎重に検討すべき
- ・ 統一適性試験の過去問の利用について認め、明記すべき
- ・ ガイドラインを認証評価とリンクさせるのは適切ではない
- ・ 受験生の適性を入学者選抜の段階のみで判断するのは困難であるため、法科大学院教育のなかで段階的に見極めていくべき

既修者選抜について

（主な意見）

- ・ 各法科大学院の創意・工夫を阻害しないような柔軟性のある内容とすべき（9校）
- ・ 法律科目試験（論述式）により受験者の適性を判定可能（12校）
- ・ 面接・口述試験により受験者の適性を判定可能（7校）

- ・ 配点・採点基準の公表は各法科大学院の判断に任せるべき（3校）

（その他）

- ・ 受験生の適性を一度に判断するのは困難。法科大学院教育のなかで段階的に見極めていくべき
- ・ 「受験者の適性を適確かつ客観的に判定する」ために、論述式試験に何が求められるのか明記すべき
- ・ 選抜方法の規定については、受験者確保の障害や受験者への過度な負担とならないよう配慮すべき

その他のご意見について

- ・ 可能な限り早期の改善方策の実施が望まれる
- ・ ガイドライン案が作成された段階で各法科大学院に意見聴取し、実現に多大な支障が生じないようにすべき
- ・ 特に未修者や社会人については、学業を継続すること自体に困難があることや、地方には独自の事情もあることに鑑み、選抜方法については各法科大学院の自主的判断に任せるべき
- ・ 適性試験の成績と法科大学院や司法試験の成績との相関の弱さを適性試験のみに帰結させるべきではない
- ・ 法律家の素養として論理的な能力、数理的な能力、統計学の基礎知識などは必要なものであり、その点統一適性試験の理念は評価したい
- ・ 「大半の法科大学院が、統一適性試験の実施が志願者確保の障害になっている回答した」とあるが、具体的な理由である実施時期や回数について検討すべき
- ・ 実施団体等からの意見書にある「適性試験を巡る近時の意見・見解について」において、適性第4部の採用比率が増加していることを挙げているが、受験時負担の減による受験者確保の方法として利用しているにすぎない
- ・ これまで培われてきた書類審査等のノウハウを共有し、活用することが重要
- ・ 真に必要な試験であるならば、試験の収支が任意化の理由となるのは違和感